

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年11月26日)

〔件 名〕

- 1 湖山池会議の概要について
(水・大気環境課)・・・1
- 2 「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」の改正案に係るパブリックコメントの実施について
(循環型社会推進課)・・・3
- 3 社団法人鳥取県警備業協会との「廃棄物不法投棄の情報提供に関する覚書」の締結について
(循環型社会推進課)・・・4
- 4 鳥取砂丘ランドデザインについて
(砂丘事務所)・・・5
- 5 鳥取砂丘ボランティア除草の実施結果について
(砂丘事務所)・・・6
- 6 「鳥取県福祉のまちづくり条例の改正案」に係るパブリックコメントの実施について
(住宅政策課)・・・7
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住宅政策課)・・・8

生活環境部

湖山池会議の概要について

平成22年11月26日
水・大気環境課
河川課

知事と鳥取市長との意見交換会（H22.5.14）等の合意により「湖山池の望ましい姿」を検討するために発足した「湖山池会議」を開催し、今後の行政施策の参考となる市民アンケートの内容や水質浄化施策等を協議するとともに、ヒシ刈り取り実績やその効果を確認した。

1 開催日時等

- 日時：平成22年10月29日（金）10:00～
- 場所：鳥取市役所 第4会議室
- 出席者：（鳥取市）副市長 他関係部長、（鳥取県）統轄監 他関係部長

2 議事概要

(1) 住民アンケートの実施について

- アンケートの内容
今後の行政施策の参考とすることを目的に、湖山池の将来像として4つのパターン（別紙）を参照しながら、湖山池の望ましい姿等を問うというもの。
- 実施の方法
湖山池周辺の住民1,000人とそれ以外の地域の鳥取市民3,000人を対象として実施する。
（任意抽出後、11月下旬に郵送し、12月15日を期限に回収予定）

(2) 水質浄化施策等について

- 将来ビジョンの項目と次期水質管理計画策定手法等の検討
- 下水道整備・浅場造成等に加え、今後実施可能な水質浄化施策について検討

(3) 今年度のヒシの刈取り事業の実績、効果等について

- ヒシ回収量：約465トン（除去面積：約23ha 繁茂面積の約37%）
（※年間の流入負荷目標値（H22）に対し、窒素成分1.0%、リン成分1.7%の削減に相当）
- 上記の直接除去による悪臭対策のほか、水質の面でも溶存酸素が上昇し水環境の一定の改善効果を確認したが、一方、専用船によるヒシ回収の残渣が底引き漁に支障を生じているとの苦情が漁協から出ている。

3 今後の予定

住民アンケートと水質シミュレーション結果を参考に、湖山池の将来像に関する課題等を整理し、住民との意見交換会等も実施しながら、将来ビジョンを策定する（H23年3月末予定）

〔参考：過去の湖山池会議の開催概要〕

第1回（H22年6月25日）

- ・湖山池の将来ビジョンの策定に向け、市民協働推進ワーキング及び水質浄化・生態系ワーキングを設置して検討することを決定

第2回（H22年8月11日）

- ・住民に対するアンケート内容や意見交換会の実施方法の検討
- ・湖山池の将来像パターンの検討及び水質浄化方策の取りまとめ
- ・繁殖の著しいヒシ除去対策に県・市の協力で取り組むことの決定 等

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」の改正案に係るパブリックコメントの実施について

平成22年11月26日
循環型社会推進課

- 本県では、廃棄物処理施設を設置する際に、関係住民への事業計画の周知、これに対する関係住民等の意見を求めるための手続等を定めた「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」により、事業者と関係住民の合意形成に努めているところです。
- 条例では、「平成22年12月末を目途として、条例の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」となっていることから、これまで手続の対象となった事業者や関係住民、市町村からの意見等を踏まえて一部改正を行うこととし、県民の皆さんから広く意見を聞くため、パブリックコメントの募集を開始しました。
- 条例施行 平成18年1月1日

1 改正案の概要

- (1) 国が認定する無害化処理施設（石綿廃棄物、微量PCB廃棄物の無害化処理を行う施設）について、実証試験前に条例手続を行うことを義務付ける。
現行では、国が認定する無害化処理施設は当該条例手続の対象外であることから、県として、事業者と関係住民の合意形成を図り、紛争が生じたときは紛争の解決を図るため条例手続を義務付けるもの。
- (2) 既存施設の更新等を行う場合、一定の要件を満たす場合に限り、条例手続を不要とする。
既存施設については、関係住民との合意形成が図られていると考えられることから、更新等に当たり、一定の要件を満たす場合（処理能力の変更は10%未満、環境保全目標値を変更しない等）に限り、条例手続を不要とするもの。
- (3) 事業者が開催する説明会に、必要に応じて県が立会できる規定を設ける。
事業者が関係住民に対し、事業計画の周知を図るために開催する説明会の開催状況等を把握するため、必要に応じて県が立会できる規定を設けるもの。
- (4) 県が事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行う際、学識経験者その他の者に協力を求めることができる規定を設ける。
現行では、県が事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行うときは、関係市町村長に協力を求めることができることとなっているが、協力を求める者に学識経験者等を追加し、条例手続の推進を図るもの。
- (5) 処理状況の報告等の対象施設の追加（産業廃棄物処理施設で届出により一般廃棄物を処理したときは、その処理状況の報告を義務付ける）
現行では、許可施設（特定小型焼却施設を除く）について、処理状況の報告を義務付けているが、届出により一般廃棄物の処理を産業廃棄物処理施設において行う場合もあることから、これについても処理状況の報告を義務付けるもの。
- (6) 検討期限の見直し
現行：平成22年12月末 ⇒ 改正：平成28年3月末

2 今後の予定

- (1) 平成22年11月 パブリックコメントの実施(11月25日～12月22日)
- (2) 平成23年 2月 県議会へ条例改正案を付議

社団法人鳥取県警備業協会との「廃棄物不法投棄の情報提供に関する覚書」の締結について

平成22年11月26日
循環型社会推進課

廃棄物等の不法投棄は、職員によるパトロールや監視カメラ等の活用のみでは、県下全域を十分に監視することは困難であることから、県内における不法投棄の監視体制を強化することを目的として、下記のとおり、社団法人鳥取県警備業協会との間で「廃棄物不法投棄の情報提供に関する覚書」を締結しました。

記

1 (社)鳥取県警備業協会

- (1)所在地 鳥取市富安一丁目2.1.3番地3
- (2)役員 会長 船田 邦昭 (大同警備保障有限会社 取締役会長)
専務理事 源内 一 (警察OB)
- (3)構成員 37事業者(警備会社)により構成
- (4)その他 加盟会社の警備員は、臨時警備員を含めて約1,700人が稼働

2 覚書の締結

- (1)日時 平成22年10月27日(水)午後4時15分～4時35分
- (2)場所 県庁 第四応接室
- (3)出席者 社団法人鳥取県警備業協会 船田会長、源内専務理事
鳥取県 平井知事

3 締結の内容

- (1)県が実施する事項
 - ・不法投棄と思われる状況を発見した場合の情報提供方法等を記載したマニュアルの作成・配布
 - ・鳥取県警備業協会の会員に対する情報提供方法等の説明
 - ・不法投棄防止に係る広報資料等の提供
- (2)鳥取県警備業協会が実施する事項
 - ・不法投棄と思われる状況を発見した場合の県への任意の情報提供
 - ・県が行う不法投棄防止対策、啓発活動への協力
 - ・協会会員に対する覚書の趣旨の周知

4 その他

- (1)本覚書の締結は、平成21年度からの新たな取組で今回で3団体目
 - ・昨年7月、(社)鳥取県トラック協会、鳥取県ハイヤータクシー協会と締結
- (2)本年度「不法投棄監視中」を示すマグネットシート(4,000枚)等を作成
 - ・今後、上記の民間団体、県、市町村の車両に貼付しての啓発活動を開始予定
- (3)不法投棄の現状等
 - ・不法投棄場所は、山間部等の人目につかない場所で多発

(単位：件数)

項目/年度	H19年度	H20年度	H21年度
不法投棄発見件数	199	225	180
廃棄物撤去件数	185	230	200

鳥取砂丘グランドデザインについて

平成 22 年 11 月 26 日
砂 丘 事 務 所

1 鳥取砂丘グランドデザインの策定

鳥取砂丘再生会議（平成 21 年 1 月 設立）は、これまで鳥取砂丘景観保全協議会と鳥取砂丘新発見伝実行委員会が取り組んできた各種の事業展開を継承しつつ、砂丘中心部は 100 年後にあっても昭和 30 年代の天然記念物指定及び国立公園指定当時のような「砂の動く生きている砂丘」を基本に「鳥取砂丘グランドデザイン」を策定しました。

この鳥取砂丘グランドデザインは、県民の方々の理解と協力の下に、愛着と親しみを共有することのできる「鳥取砂丘の残していきたい姿」をイメージし、砂丘への想いの共通認識化を図ることを目的としています。

（経緯）平成 21 年 4 月～ 「鳥取砂丘グランドデザイン」の検討開始（延べ 16 回）

平成 22 年 7 月 2 日「鳥取砂丘グランドデザイン(案)」決定、意見募集（～9/17）

平成 22 年 11 月 1 日「鳥取砂丘グランドデザイン」策定

2 鳥取砂丘グランドデザインの概要

100 年後を見据えた長期的な視点に立って、これだけは残していきたい鳥取砂丘の中心部の姿及び浜坂から岩戸までの異なる個性の 4 つのエリアの目標と全てのエリアに共通する目標を提示するとともに、取組の方向づけを整理、提言しています。

(1) 鳥取砂丘の残していきたい姿

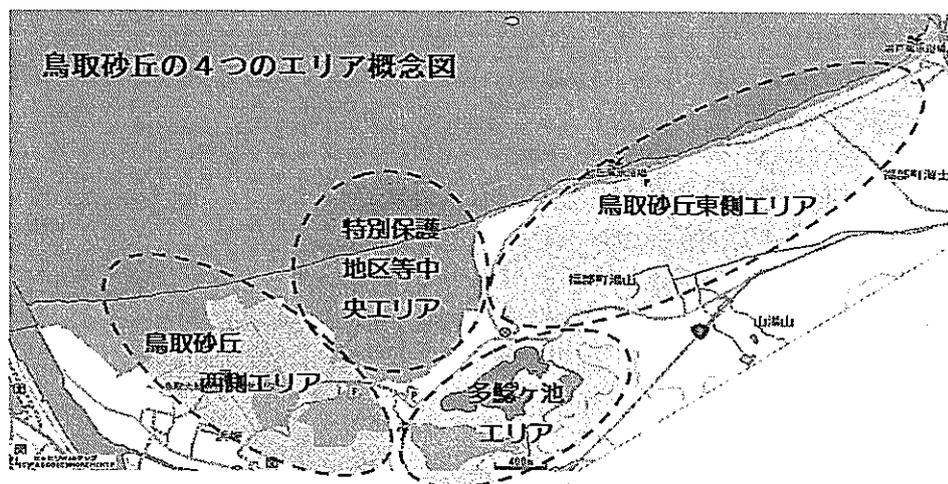
砂丘特有の風紋、起伏やスリバチ地形が維持され、自然のサイクルによる「砂の動く生きている砂丘」

(2) 4 つのエリアの目標

- 特別保護地区等中央エリア：「日本一と呼ばれる海岸砂丘」として、その姿・形をいつまでも守り育てます。
- 多鯨ヶ池エリア：砂丘と周囲の山並みを映し出す神秘的な池に光を当てます。
- 鳥取砂丘 西側エリア：幅広い年齢層が集い、憩い、学ぶ空間を創出します。砂の供給と新たな砂丘列の形成を目指します。
- 鳥取砂丘 東側エリア：自然の恵みや豊かさを体験できるもう一つの砂丘の魅力を高めます。

(3) 全てのエリアに共通する目標

多くの人に感動を与える魅力あふれる砂丘を提供し、「何度でも来たくなる砂丘」を目指します。



3 今後の取組

「鳥取砂丘グランドデザイン」の実現に向け、具体的な行動計画を策定し、鳥取砂丘再生会議で議論しながら、順次取り組んでいくこととしています。

（スケジュール）平成 22 年 11 月 1 日 行動計画（素案）提示

平成 23 年 3 月 行動計画策定

鳥取砂丘ボランティア除草の実施結果について

平成22年11月26日
砂丘事務所

1 平成22年度ボランティア除草の実施結果

鳥取砂丘再生会議（会長 西田良平放送大学鳥取学習センター所長）では、美しい鳥取砂丘を取り戻すため、平成16年度から県民の皆様と一緒にボランティア除草に取り組んでおり、平成22年度も企業・団体を中心とした県民の皆様と、砂丘を訪れる観光客の皆様のご協力により、可能な限り人力での除草に取り組んでいただきました。

（平成22年11月10日現在）

種別	期間	参加者数(人)	除草面積(h)	除草量(kg)
(1) 夏季ボランティア除草活動	7月3日～9月20日 (27日間)	3,816	42.3	6,125
(2) 観光客による除草活動	通年 (7/3～9/20を除く)	704		84
(3) 企業・団体による除草活動	通年 (7/3～9/20を除く)	865		1,075
(4) 緊急除草活動	6月19日・26日 (2日間)	172	0.6	409
	合計	5,557	42.9	7,693

※H22の除草量は、平均1.38kg/人、ゴミ袋約1,844袋分

2 内 容

(1) 夏季ボランティア除草活動

- ① 実施日数 27日間（7月3日（土）～9月20日（月・祝）の主に金、土、日曜日）
- ② 参加延人数等

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
参加延べ人数（人）	371	904	2,117	3,207	3,309	3,708	3,816
除草面積（ha）	約12	約16	約20	28.7	44.8	43.7	42.3
除草量（kg）	1,713	3,080	6,920	6,438	5,981	7,360	6,125

※H22の除草面積のうち、24.0haを一般ボランティアで、18.3haをアダプトプログラムにより除草

③ 参加者の状況

- ・個人参加 延べ 271人
- ・企業、団体、グループ 延べ 3,264人
- ・観光客による除草体験 延べ 281人

(2) 観光客による除草活動

4月30日から11月7日まで、日曜・祝日を中心に30～60分程度を1行程とする除草体験を通年で実施し、砂丘除草に興味・関心のある観光客の参加を随時受け付け、延べ704人が参加した。

(3) 企業・団体による除草活動

団体を対象に、年度当初（4月4日）からボランティアによる除草を随時受け付け、9団体、延865人（7/3～9/20を除く）が参加した。

(4) 緊急除草活動

7月の本格的な除草シーズンを前に異常発生したマンテマ等の雑草類を、ボランティアの協力を得て緊急に除草（6月19日、26日）し、延べ172人が参加した。

『鳥取県福祉のまちづくり条例の改正案』に係るパブリックコメントの実施について

平成22年11月26日
くらしの安心局住宅政策課

1 趣旨

鳥取県福祉のまちづくり条例では、一定の用途、規模以上の建築物を新築、増築等する際に各種の整備基準への適合を義務付けています。

平成21年9月議会一般質問において、オストメイト対応設備を備えた施設が少ないこと等の指摘を受け、関係団体との意見交換を重ねた結果、オストメイト対応設備の設置を義務付けする対象施設の拡大が必要であるとの結論に至ったことから条例改正を行おうとするものです。

現在、条例改正案について、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からの意見を募集しているところであり、今後、鳥取県福祉のまちづくり推進協議会及び関係団体の意見も踏まえながら改正を行うこととしています。

○ 平成21年9月議会での指摘事項

- ・ 県内にオストメイト対応設備を備えた施設はまだ少ない。デパートや図書館など、多くの方が集まる施設等の整備に積極的に取組まれたい。
- ・ 施設を利用する前に、オストメイト対応設備の有無が確認できないと、怖くて施設に入れないと聞く。マークの張り方を改善すべき。

○ (社)日本オストミー協会鳥取県支部の意見

- ・ オストメイト対応設備は、本来は単独設置が望ましいが、まずは車いす使用者用便房内への設置を望む。
- ・ オストメイト対応設備の設置が増えることが先決。簡易型設備でも大変ありがたい。

○ 鳥取県福祉のまちづくり推進協議会の意見

- ・ 基準を拡大するのは結構だが、この時代に企業が対応できるかが問題。企業はまちづくりの一端を担っており、社会的責任から対応すべきとは考えるが。
- ・ オストメイトの方は外出時に大変な不安を持っている。自身でも事実を受け入れていなかったり、目立たないよう協会にも所属しない方が多い。よく配慮して欲しい。

2 条例改正案の概要

(1) オストメイト対応設備の設置を要する対象施設、面積の引下げ

現行	床面積 2,000 m ² (公衆便所は 50 m ²) 以上の特別特定建築物
改正案	車いす使用者用の便房の設置を義務付けている対象施設、基準床面積と同一基準となるよう基準床面積を引下げ (例 病院、診療所、百貨店、マーケット等 2,000 m ² 以上→100 m ² 以上)

(2) バリアフリーに配慮して設ける設備に関する案内表示の義務付け

現行	案内所 (受付カウンター等) を設ける場合は、案内板等の設置を免除
改正案	案内所で尋ねることなく、車いす使用者用便房及びオストメイト対応設備の有無が確認できるよう、建物入口付近にピクトサイン等の案内表示を設ける事を義務づけ

3 パブリックコメントの実施予定期間

平成22年11月24日 (水) から平成22年12月22日 (水) まで

4 今後の予定

平成23年2月 鳥取県福祉のまちづくり推進協議会 (条例改正案の最終報告)
6月 県議会への条例改正案の附議

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (総務部営繕課)	県営住宅永江団地第三期住戸改善 工事(51-2棟)(建築)	米子市 永江	馬野建設株式会社 代表取締役社長 馬野 慎一郎	(当初契約額) 191,310,000円 (予定価格) 205,866,150円	平成22年11月10日 ～ 平成23年3月25日	平成22年11月9日	総合評価制限付 一般競争入札 (3社)

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (東部総合事務所 生活環境局)	県営住宅末恒第一団地第二期住戸 改善工事(52-11棟)(建築)	鳥取市 美萩野 一丁目	株式会社ジューケン 代表取締役 石田 正美	(当初契約額) 156,975,000円 (変更後契約額) 165,630,150円 (変更額) 8,655,150円	平成22年1月22日 ～ 平成23年2月25日	平成22年1月21日 (変更契約年月日) 平成22年11月5日	 (第1回変更)